様式第55（第80条及び第111条関係）

特定ガス導管事業届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第55条第１項（同法第72条第１項）の規定により、次のとおり特定ガス導管事業を行いたいので届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="5"></td><td></td><td>備　考</td></tr>
<tr><td colspan="5">役　員　の　氏　名</td><td></td><td rowspan="14"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">主たる営業所</td><td colspan="3">名　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">その他の営業所</td><td colspan="3">名　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">供　給　地　点</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">託送供給量</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定導管</td><td>設置の場所</td><td colspan="2">内径</td><td>総延長</td><td>導管内におけるガスの圧力</td></tr>
<tr><td>届出書に添付されている特定導管の設置の場所を明示した地形図参照</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">設置の場所</td><td colspan="2">種類</td><td rowspan="2">ガス発生能力</td><td rowspan="2">能力別の数</td></tr>
<tr><td>設備名</td><td>原料名</td></tr>
<tr><td>ガス発生設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">設置の場所</td><td colspan="2">種類</td><td rowspan="2">圧力及び容積</td><td rowspan="2">能力別の数</td></tr>
<tr><td>設備名</td><td>原料名</td></tr>
<tr><td>ガスホルダー</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">ガスの種類及び熱量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">（熱量は標準状態の乾燥したガス一立方メートル中で測定される総熱量を記載すること。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">事　業　開　始　の　予　定　年　月　日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">その行う特定ガス導管事業以外の事業の概要</td><td></td></tr>
</table>

備考　１　複数の特定導管によりガス導管事業を行う場合には、特定導管ごとに記載すること。

２　主たる営業所及びその他の営業所の欄は、ガス事業法第72条第１項の規定による届出の場合に限つて記載すること。

３　「供給地点」の欄には、都道府県郡市区町村字番地住居番号を記載すること。

４　特定導管の設置の場所を明示した地形図は、特定導管の設置の場所の地理的範囲を明らかにした系統図を記載したもの及び特定導管による供給場所、その経過地等の都道府県郡市区町村が明示的に判別できるものとすること。

５　「内径」の欄には、特定導管の内径の最大値を記載すること。

６　「導管内におけるガスの圧力」の欄には、特定導管の最高使用圧力を記載すること。

７　「総延長」の欄には、特定導管の延長の総和を記載すること。

８　該当事項のない欄は、省略すること。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。